

法定外税について

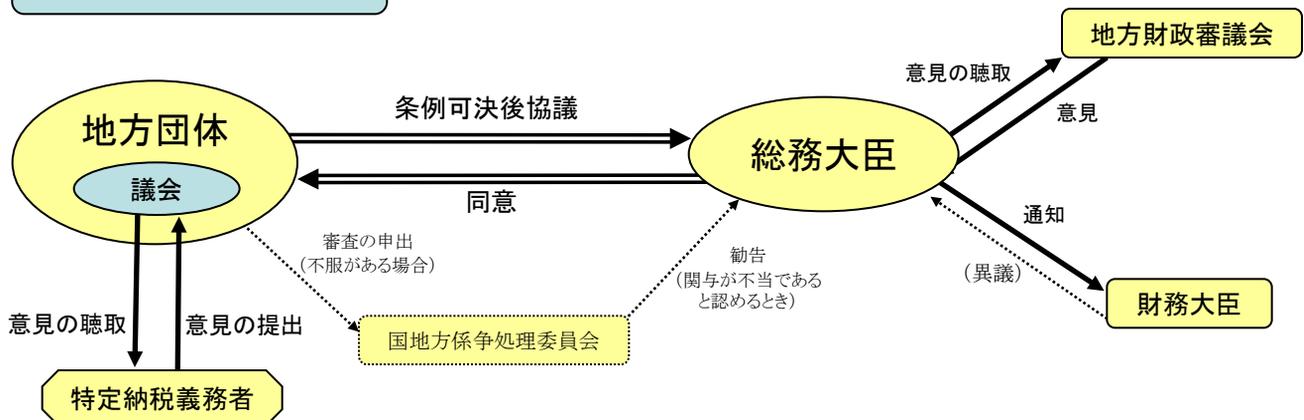
1 法定外税

地方団体は地方税法に定める税目（法定税）以外に、条例により税目を新設することができる。これを「法定外税」という。

平成12年4月の地方分権一括法による地方税法の改正により、法定外普通税の許可制が同意を要する協議制に改められるとともに、新たに法定外目的税が創設された。

また、平成16年度税制改正により、既存の法定外税について、税率の引き下げ、廃止、課税期間の短縮を行う場合には総務大臣への協議・同意の手続が不要となったほか、特定の納税義務者に係る税收割合が高い場合には、条例制定前に議会でその納税者の意見を聴取する制度が創設された。

2 新設等の手続



次のいずれかが該当すると認める場合を除き、総務大臣はこれに同意しなければならない。（地方税法第261条、第671条、第733条）

- ① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
- ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
- ③ ①及び②のほか、国の経済施策に照らして適当でないこと

「特定納税義務者」

法定外税の納税額が、全納税者の納税額総額の10分の1を継続的に超えると見込まれる者として、次の2つの要件をどちらも満たすと見込まれる者

- ① 条例施行後5年間の合計で、当該納税義務者に係る納税額が、その法定外税の納税額総額の1/10を超える見込みがあること
- ② 当該納税義務者に係る納税額が、その法定外税の納税額総額の1/10を超える年が、条例施行後5年間のうち3年以上あると見込まれること

○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）

（市町村が課することができる税目）

第五条（略）

2～6（略）

7 市町村は、第四項及び第五項に規定するもの並びに前項各号に掲げるものを除くほか、別に税目を起こして、目的税を課することができる。

（法定外目的税の新設変更）

第七百三十一条 道府県又は市町村は、条例で定める特定の費用に充てるため、法定外目的税を課することができる。

2 道府県又は市町村は、法定外目的税の新設又は変更（法定外目的税の税率の引下げ、廃止その他の政令で定める変更を除く。次項及び次条第二項において同じ。）をしようとする場合においては、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

3 道府県又は市町村は、当該道府県又は市町村の法定外目的税の一の納税義務者（納税義務者となるべき者を含む。以下本項において同じ。）であつて当該納税義務者に対して課すべき当該法定外目的税の課税標準の合計が当該法定外目的税の課税標準の合計の十分の一を継続的に超えると見込まれる者として総務省令で定めるもの（以下本項において「特定納税義務者」という。）であるものがある場合において、当該法定外目的税の新設又は変更をする旨の条例を制定しようとするときは、当該道府県又は市町村の議会において、当該特定納税義務者の意見を聴くものとする。

第七百三十二条 総務大臣は、前条第二項の規定による協議の申出を受けた場合においては、その旨を財務大臣に通知しなければならない。

2 財務大臣は、前項の通知を受けた場合において、その協議の申出に係る法定外目的税の新設又は変更について異議があるときは、総務大臣に対してその旨を申し出ることができる。

第七百三十二条の二 総務大臣は、第七百三十一条第二項の同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（総務大臣の同意）

第七百三十三条 総務大臣は、第七百三十一条第二項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかががあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

（法定外目的税の非課税の範囲）

第七百三十三条の二 地方団体は、次に掲げるものに対しては、法定外目的税を課することができない。

- 一 当該地方団体の区域外に所在する土地、家屋、物件及びこれらから生ずる収入
- 二 当該地方団体の区域外に所在する事務所及び事業所において行われる事業並びにこれらから生ずる収入
- 三 公務上又は業務上の事由による負傷又は疾病に基因して受ける給付で政令で定めるもの

大阪府箕面市「開発事業等緑化負担税」の新設について

1. 箕面市が開発事業等緑化負担税を新設する理由

箕面市においては、箕面市の貴重な財産である良好な自然環境や住環境を将来にわたって維持していくことが大きな課題となっている。これまでその財源として、市の一般財源に加えて、開発事業者からの公共施設等整備寄附金が大きな役割を担ってきた。

しかし、平成19年には、公共施設等整備寄附金は廃止となり、一般財源においては、近年社会保障費等の財政支出の増大傾向が続いており、新たな財源の確保が必要となっている。

この経過を踏まえて、これまで育んできた箕面市の良好な自然環境や住環境を活かして開発行為等を行う事業者には課税し、それを財源として、みどりの保全に必要な施策の展開及び充実を図るため、開発事業等緑化負担税を創設するものである。

2. 開発事業等緑化負担税の概要

課税団体	大阪府箕面市
税目名	開発事業等緑化負担税（法定外目的税）
課税客体	事業として行う開発行為等
税収の用途	良好な自然環境や住環境をはじめとする都市環境の維持、保全及び向上に要するもの
課税標準	開発行為等の行われる土地の面積に0.9を乗じて得た値に、当該土地に係る建築基準法第52条第1項、第2項及び第7項の規定による建築物の容積率の最高限度の数値を乗じて得た面積
納税義務者	開発行為等を行う事業者
税率	250円／㎡
徴収方法	申告納付
収入見込額	年間約3千万円
非課税事項	以下の開発行為等を行うとき 1. 国又は地方公共団体が行う開発行為等 2. 同一事業者が同一敷地において同一事業を継続するため行う開発行為等 3. 農地及び森林の維持、保全に資する農林漁業用倉庫の開発行為等
徴税費用見込額	年間約1百万円
課税を行う期間	10年間

3. 同意要件との関係

開発事業等緑化負担税について、不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

- (1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

開発事業等緑化負担税と課税標準を同じくする国税又は他の地方税はない。

また、仮に、開発事業等緑化負担税がその課税標準の基礎に「土地の面積」を用いていることを捉えて、地方税法第703条の3に規定する宅地開発税の課税標準（「宅地の面積」）と実質的に同一であると見た場合でも、開発事業等緑化負担税は、土地の面積に0.9と限度容積率（箕面市平均186%）を乗じた面積に対し、税率が250円/m²であるのに対し、宅地開発税では、自治省通知において税率500円/m²までを目途としていたこと、制定当時（昭和44年）の物価水準等を勘案すれば、著しく過重とは言えないと考えられる。

さらに、開発事業等緑化負担税の税率は、箕面市の研究会のパブリックコメントにおける過重ではないかとの意見もあった中で議会で審議され、議決を得ていることを踏まえれば、「住民の負担が著しく過重となる」とは認められない。

したがって、開発事業等緑化負担税は、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」には該当しない。

- (2) 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。

開発事業等緑化負担税は、「事業として行われる開発行為等」を課税客体とするものであり、地方団体間の物の円滑な流通を阻害するような内国関税的なものとは言えない。

また、開発事業等緑化負担税が課されることにより、「事業として行われる開発行為等」について一定の抑制効果があったとしても、それが物の流通に障害を与えるものとは考えられない。

したがって、開発事業等緑化負担税は、物の流通に重大な障害を与えるものとは言えず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。」には該当しない。

(3) (1) 及び (2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

開発事業等緑化負担税は、箕面市の貴重な財産である良好な自然環境や住環境をはじめとする都市環境を将来にわたって維持、保全し、向上させるために、この環境を利用して開発行為等を行う事業者に、みどりの保全に必要な費用を負担してもらうものである。

開発事業等緑化負担税は、国の施策でもある都市環境の保全等に資するものであり、また、地方団体が課税自主権を活用し、住民税の超過課税により環境の保全等に要する費用について、受益者に負担を求める取組は広く行われているところ。

したがって、開発事業等緑化負担税が、「国の経済施策に照らして適当でない」とは言えないと考えられるため、「(1) 及び (2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。」には該当しない。